

27 日 獣 発 第 185 号

平成 27 年 9 月 29 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施
に当たっての留意事項について」の全部改正等について**

このことについて、平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3069 号及び第 3111 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正及び平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について、別添のとおり都道府県知事あてに通知したので、本会関係者への周知と都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等、円滑な防疫対策の実施への協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお、同省では、上記指針とともに留意事項について、ホームページに掲載しているので、次の URL から参照ください。

農林水産省ホームページ

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/pdf/150909_hpai_guide.pdf

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第3069号
平成27年9月9日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜
伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意
事項について」の全部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、
円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしくお願いいたします。



写

27消安第3069号
平成27年9月9日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき公表されている「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に従い、本病の発生予防及びまん延防止対策を進めてきたところです。

本日、防疫指針が全部変更されたことに伴い、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成23年10月1日付け23消安第3409号農林水産省消費・安全局長通知）の全部を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

27消安第3111号
平成27年9月9日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただくとともに、都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等に協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



写

27消安第3111号

平成27年9月9日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成26年9月4日付け26消安第2841号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査、野鳥の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

近年、本病の世界的流行が見られ、特に韓国及び台湾では、本病の大きな発生が確認されており、昨シーズンにおいては、我が国においても家きんで5例の発生があったところです。また、米国においては、平成27年春期以降、本病の大発生があり、約5千万羽の家きんが殺処分されました。世界の野鳥における分離状況、渡り鳥の飛来ルート等を考慮すると、北米大陸において感染した渡り鳥によってロシア等の営巣地に運ばれたウイルスが、今秋以降の渡り鳥のシーズンに日本に持ち込まれる可能性は否定できません。また、近隣諸国の発生状況を踏まえると、今年度も海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は非常に高いものと考えられます。このような状況の中にあっては、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策を的確に講じることにより、本病の発生リスクを低減させることが重要となります。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、家きんの飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

1 発生予防対策

(1) 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に対し、防疫指針第2の2の(2)の①に

より、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第51条の規定に基づく立入検査によって、同法第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。

また、指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（その詳細な内容及び報告の方法は、別紙1のとおりとする）。

なお、本年4月1日以降に既に立入検査が実施され、別紙1の3の確認が終了した農場については、当該確認結果をもって、防疫指針第2の2の（2）の①の立入検査に代えることができるものとする。ただし、既に確認が終了し、報告期限までに再度の立入検査の予定がない農場に対しては、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

（2）野鳥、ねずみ等の野生動物対策について

これまでの研究によって、野鳥、ねずみ、猫、イタチ等の野生動物がウイルス伝播に関与していることが指摘されており、これらが、家きん飼養農家の目に触れない夜間に農場へ頻繁に出入りしていることも明らかになっている。これらの研究成果を踏まえ、1の立入検査に当たっては、野生動物を誘引する環境を作らないよう指導するとともに、改めて防鳥ネット等の破損や、鶏舎の屋根と壁の間など、小型の野生動物が侵入しうる隙間がないか、普段見落としがちな侵入経路も詳細に点検し、必要に応じて修繕等を行うよう指導すること。なお、池などの野鳥生息地の近くや、野生動物の生息しやすい環境にある農場に対しては、家きん飼養農家自ら定期的に農場等の点検を行うよう指導するとともに、重点的な監視を行うこと。

（3）本病に関する情報の共有について

防疫指針第2の2の（1）の規定に基づき、農林水産省が提供する本病に関する情報については、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫措置に有用と考えられ、動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に全ての家きん所有者、関係機関、関係団体等に周知すること。

（4）野鳥のサーベイランスの実施について

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第3の5の（2）に基づき、野鳥のサーベイランス検査を適切に実施すること。

なお、今般の防疫指針の改正に伴い、環境省からの情報提供も含め、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合、周辺農場に対する注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導することとされたので、留意ありたい。

2 まん延防止対策

(1) 早期通報の再徹底について

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう、再度指導を徹底すること。また、昨シーズンの発生においては、家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかであったことを踏まえ、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、日頃から飼養する家きんの健康観察を入念に行うこと等についても改めて指導すること。

(2) 的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について

都道府県は、家きんの所有者等から上記(1)の通報を受けた場合には、遅滞なく、防疫指針第4の規定に基づく対応を的確に実施すること。また、万が一の本病の発生に備え、県内の畜産主務部局以外の部局との調整を図るとともに、防疫指針第2の2の(7)及び(8)の規定に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を改めて確認すること。

(3) 本病の発生に対する必要な人員の確保について

本病が発生した場合、速やかに防疫措置がとれるように、都道府県は防疫指針第2の2の(6)の規定に基づき、本病が発生した場合に必要な人員を確保すること。動員計画を作成していない県は、直ちに作成し、既に動員計画を作成している県においても、農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画を作成すること。また、人員の確保のために、関係市町村、関係団体等との調整を行うこと。

(4) 防疫資材等の確保について

都道府県は、万一の発生に備え、防疫資材、検査試薬等を必要量確保し、それらの緊急時における円滑な供給について、調達先の確認と調整を行うこと。

また、防疫指針第2の2の(11)の規定に基づき、本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保のための調整を行うこと。

(5) 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について

低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状を示さず日々の健康観察では発見が遅れる可能性があることから、防疫指針第3の2の強化モニタリングを適切に実施すること。この際、強化モニタリングの実施に当たっては、防

疫指針第3の2の(2)の規定に基づき、環境省の公表する渡り鳥の飛来状況等を参考に、渡り鳥の飛来時期以降に検査を実施すること。また、農場に対し、本検査の意義や必要性を丁寧に説明するなど、検査への協力を得ることにより、階層別無作為抽出を徹底し、適切に検査対象農場を選定すること。

3 その他

(1) 防疫指針の改正に伴う取組について

防疫指針第2の2の(3)の規定に基づき、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、農林水産省ホームページ等の外国語資料等を活用するなどにより、十分に周知し、必要に応じて指導すること。

(参考 URL : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/imfo_animal_health.pdf)

また、防疫指針の改正に伴い、各都道府県で作成している防疫マニュアル等について、防疫指針の内容を踏まえた見直しを速やかに行うこと。

(2) 公衆衛生部局等との連携体制の調整及び確認について

防疫指針第2の2の(10)及び第4の7の規定に基づき、発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための具体的な対応や、食鳥処理場における本病発生時の対応について、県内の公衆衛生部局や保健所設置市との連携体制の調整及び確認を行うこと。

家きんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養衛生管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾患の発生の予防に万全を期する。

2 立入検査の対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）の家きんの所有者の農場。また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理上問題点が確認された農場は優先的に立入検査を行うこと。

なお、対象農場以外の農場についても、報告は求めないが、できる限り、立入検査を行うこと。

3 確認の方法

別紙2の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。その際、1つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。

飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日その改善状況を確認すること。

家畜防疫員一人当たりの確認対象農場数が多い地域であって、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び指導を確実に終了すること。

4 報告の方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成27年11月27日（金）

6 その他

(1) 上記4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書について

ては、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。

- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産消費・安全動物衛生課長通知）を踏まえ、各都道府県における手続きに従い、指導・助言、勧告、命令を講じること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合、その原因を分析をした上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

家きん農場の飼養衛生管理チェック表（平成27年度）

チェック項目		前年度の 評価	今年度 の評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握			
1	自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>	
第二 衛生管理区域の設定			
2	(1) 衛生管理区域を設定している。 (2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。		
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止			
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。		
4	(1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 入場車両の消毒を常時行っている。 (3) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。（※） (4) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。（※）		
5	(1) 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。	<input type="checkbox"/>	
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。 <input type="checkbox"/> (2) 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。 <input type="checkbox"/> (3) 更衣前の衣服は、衛生管理区域専用の衣服等で完全に覆われている。（※）		
7	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>	
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>	
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止			
10	(1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (2) 給水施設に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (3) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
11	飼養する家きんに飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>	
12	(1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。（※） (2) 防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。 <input type="checkbox"/> (3) 定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。 <input type="checkbox"/> (4) 防鳥ネット等の設置により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている（※）		
13	(1) 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。 <input type="checkbox"/> (2) 家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。		
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保			
14	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>	
15	空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
16	家きんを適切な密度で飼養している。		

チェック項目	前年度の 評価	今年度 の評価
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
17 飼養する家さんが特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。		
18 飼養する家さんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>	
19 毎日、飼養する家さんの健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>	
20 (1) 導入元の疾病発生状況及び導入家さんの健康状態を確認後、家さんを導入している。 (2) 導入家さんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家さんと直接接触させないようにしている。		
21 出荷又は移動の直前に家さんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>	
第七 埋却等の準備		
22 埋却、焼却又は化製処理の準備ができています。		
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管		
23 (1) 衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。(※)		
(2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>	
第九 大規模所有者に関する追加措置		
24 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家さんの健康管理について定期的に指導を受けている。		
25 従業員が飼養する家さんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。		

注1 □のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定（定期的報告）による報告項目です。□には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。

注2 評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。

注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1-1の指導には当たりません。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(様式1-1)

(単位:戸)

	農場数 (①+②+③)	①指導が不要であった農場数	②指導を行った農場数			③未確認の農場数 (*)	(*)未確認の農場の調査実施時期及び指導中の農場の改善見込み時期
			うち、改善済	うち、改善指導中(*)	うち、前年度も改善指導中		
鶏 (採卵用)	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
鶏 (肉用)	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
鶏 (卵用種鶏)	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
鶏 (肉用種鶏)	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
あひる	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
うずら	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
きじ	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
ほろほろ鳥	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
七面鳥	1,000羽以上						
	100～1,000羽未満						
だちよう	10羽以上						
計		0	0	0	0	0	0

注1 鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。
 注2 平成27年4月1日以降、別紙2のチェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。

改善指導内容

(都道府県名)

(様式1-2)

(単位:戸)

項目	鶏(採卵用)		鶏(肉用)		鶏(卵用種鶏)		鶏(肉用種鶏)		あひる		うずら		きじ		ほろほろ鳥		七面鳥		だちよう			
	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	10 ≤			
	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●
1 防疫に関する情報の把握																						
2 (1) 衛生管理区域の設定																						
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化																						
3 人・車両の入場制限																						
4 (1) 車両用消毒薬の常設																						
(2) 車両消毒の実施																						
(3) 排せつ物運搬時の車両消毒(※)																						
(4) 排せつ物運搬時の飛散防止対策(※)																						
5 (1) 立入者の消毒薬の常設																						
(2) 立入者の消毒の実施																						
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用																						
(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用																						
(3) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)																						
7 立入者の履跡等の確認及び入場制限																						
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒																						
9 海外使用物品の持ち込み制限																						
10 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策																						
(2) 給水施設への排泄物混入防止対策																						
(3) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策																						
11 飲用に適した水の給与																						
12 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)																						
(2) 家きん舎への野生動物侵入対策																						
(3) 侵入対策設備の破損箇所の定期的確認及び修繕																						
(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)																						
13 (1) 家きん舎の破損箇所の修繕																						
(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除																						
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒																						
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒																						
16 適切な密度での飼養																						
17 家畜保健衛生所への連絡体制の確保																						
18 家きんの異状時の獣医師の診療・指導																						
19 毎日の家きんの健康観察																						
20 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認																						
(2) 導入家きんの隔離の実施																						
21 移動前の健康状態の確認																						
22 埋却・焼却・化製処理の準備																						
23 (1) 立入時の記載等の周知(※)																						
(2) 立入時の記載等の実施及び帳簿の保管																						
24 獣医師による定期指導																						
25 従業員による通報体制の確保																						
立入農場数																						

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を突数で入力してください(うち、○は改善済、●は指導中)。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含めないようにして下さい。

注2 立入農場数は、各畜種・用途ごとに様式1-1の農場数(①+②)を入力してください。

注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なもの。なお、この項目の指導は様式1-1の指導には当たりません。

環自野発第1509091号

平成27年9月9日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長

(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとされています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴職におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき協力及び関係機関への周知をよろしくお願いいたします。

写

環自野発第1509091号

平成27年9月9日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応して頂きますよう、よろしく願います。

記

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

4. 感染予防対策について

中国においては、鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染が確認されている。当該ウイルスは野鳥から人へ感染した事例ではなく、また日本での発生は認められていないが、鳥インフルエンザウイルスは、濃厚な接触による人への感染事例も報告されていることから、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。